

改正

平成28年2月23日水管規程第2号

令和元年12月14日水管規程第1号

令和2年4月1日水管規程第2号

蕨市指定給水装置工事事業者規程

(趣旨)

第1条 この規程は、蕨市水道事業給水条例（昭和38年蕨市条例第41号。以下「条例」という。）第7条第1項に規定する指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）の指定、給水装置工事の適正な施行の確保等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 水道法（昭和32年法律第177号）をいう。
- (2) 施行令 水道法施行令（昭和32年政令第336号）をいう。
- (3) 施行規則 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）をいう。
- (4) 管理者 蕨市水道事業管理者をいう。
- (5) 給水装置 需要者に水を供給するために管理者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (6) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の工事をいう。

(業務処理の原則)

第3条 指定事業者は、法、施行令、施行規則、条例及びこの規程の規定並びにこれらの規定に基づく管理者の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

(指定の申請)

第4条 条例第7条第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

- 2 指定事業者として指定を受けようとする者は、施行規則第18条第1項に定める申請書を管理者に提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 次条第3号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類（以下「誓約書」という。）

(2) 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し

4 誓約書は、施行規則第18条第3項に定めるものとする。

(指定の基準)

第5条 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、指定事業者として指定するものとする。

(1) 事業所ごとに第12条第1項の規定により給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）として選任されることとなる者を置く者であること。

(2) 次に掲げる機械器具を有する者であること。

ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具

イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

エ 水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 心身の故障により給水装置工事業を適正に行うことができない者として管理者が別に定めるもの

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 第9条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

オ 給水装置工事業の業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(指定の更新)

第5条の2 前条の指定は、5年ごとにその更新（以下「指定の更新」という。）を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 指定の更新の申請があった場合において、前項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前2条の規定は、指定の更新について準用する。この場合において、第2項の指定の更新の申請における施行規則様式第1中「指定給水装置工事事業者指定申請書」とあるのは「指定給水装置工事指定更新申請書（以下「更新申請書」という。）」と、「水道法第16条の2第1項」とあるのは「水道法第25条の3の2第1項」と、「指定を受けたい」とあるのは「指定の更新を受けたい」と、「同法第25条の2第1項」とあるのは「同法第25条の3の2第4項」と読み替えるものとする。

5 管理者は、指定の更新の申請時に、指定事業者から指定給水装置工事事業者指定更新時確認書（様式第5号）により次に掲げる事項について確認をするものとする。

- (1) 指定事業者の講習会受講実績
- (2) 指定事業者の業務内容
- (3) 主任技術者等の研修受講実績
- (4) 給水装置工事に主に従事した適切に作業が行うことができる技能を有する者の状況
- (5) 前各号に掲げる事項について、公表の可否
(指定給水装置工事事業者証の交付等)

第6条 管理者は、第5条の指定を行ったとき又は指定の更新を決定したときは、速やかに当該指定事業者に蕨市指定給水装置工事事業者証（様式第1号。以下「指定事業者証」という。）を交付する。

2 指定事業者は、施行規則第35条の規定により事業の廃止を届け出たとき、又は第9条の規定による指定の取消しを受けたときは、指定事業者証を管理者に返納しなければならない。

3 指定事業者は、施行規則第35条の規定により事業の休止を届け出たとき、又は第10条の規定による指定の停止を受けたときは、指定事業者証を管理者に提出しなければならない。

(指定事業者証の再交付)

第7条 指定事業者は、指定事業者証の記載事項に変更が生じたとき、又は指定事業者証を汚損し、若しくは紛失したときは、蕨市指定給水装置工事事業者証再交付申請書（様式第2号）により、指定事業者証の再交付を管理者に申請するものとする。

(変更の届出)

第8条 指定事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったとき、又は給水装置工事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、次項又は第3項に定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地

- (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 法人にあっては、役員の名
- (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から30日以内に施行規則第34条第2項に定める届出書に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号又は第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
- (2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、誓約書及び登記事項証明書

3 第1項の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは当該再開の日から10日以内に、施行規則第35条に定める届出書を管理者に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第9条 管理者は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による指定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により第5条の指定を受けたとき。
- (2) 第5条各号のいずれかの規定に適合しなくなったとき。
- (3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第12条又は第13条の規定に違反したとき。
- (5) 第14条に規定する基準に従った適正な給水装置工事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (6) 第15条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 第16条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施行した給水装置工事業が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

2 管理者は、前項の規定により指定事業者の指定を取り消すときは、蕨市指定給水装置工事業事業者指定取消通知書（様式第3号）により行うものとする。

(指定の停止)

第10条 管理者は、指定事業者が前条第1項各号のいずれかに該当する場合において、指定事業者にしん酌すべき特段の事情があると認めるときは、管理者は指定の取消しに替えて、6月を超え

ない期間を定め、指定の効力を停止することができる。

- 2 管理者は、前項の規定により指定事業者の指定の効力を停止するときは、蕨市指定給水装置工事事業者指定停止通知書（様式第4号）により行うものとする。

（指定等の告示）

第11条 管理者は、次に掲げる場合は、その都度告示する。

- (1) 第5条の規定により指定事業者を指定したとき。
- (2) 指定の更新を決定したとき。
- (3) 第8条の規定により指定事業者から同条第1項各号のいずれかに掲げる事項の変更の届出があったとき、又は給水装置工事事業者の事業の廃止、休止若しくは再開の届出があったとき。
- (4) 第9条の規定により指定事業者の指定を取り消したとき。
- (5) 前条の規定により指定事業者の指定を停止したとき。

（主任技術者の選任等）

第12条 指定事業者は、第5条の指定を受けた日から2週間以内に、事業所ごとに、法第25条の5第1項の規定により厚生労働大臣から免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。

- 2 指定事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から2週間以内に新たに主任技術者を選任しなければならない。
- 3 指定事業者は、主任技術者を選任し、又は解任したときは、施行規則第22条に定める届出書により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。ただし、指定の更新が決定されたときは、更新申請書をもって、選任する主任技術者を届け出たとみなす。
- 4 指定事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該2以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

（主任技術者の職務等）

第13条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置の構造及び材質が施行令第6条に定める基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に関し、管理者と次に掲げる事項の連絡又は調整を行うこと。

ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

イ 次条第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整

ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。
(事業の運営に関する基準)

第14条 指定事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

(1) 給水装置工事ごとに、第12条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に關し前条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。

(2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を監督させること。

(3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。

(4) 主任技術者その他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

(5) 次に掲げる行為を行わないこと。

ア 施行令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

(6) 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。

ア 施主の氏名又は名称

イ 施行の場所

ウ 施行完了年月日

エ 主任技術者の氏名

オ 竣(しゅん)工図

カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

キ 前条第1項第3号の確認の方法及びその結果

(主任技術者の立会い)

第15条 管理者は、法第17条の規定による給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定事業者に対し、当該給水装置工事に關し前条第1号の規定により指名された主任技術者又は当該給水装置工事を施行した事業所に係る主任技術者の立会いを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第16条 管理者は、指定事業者に対し、当該指定事業者が給水区域において施行した給水装置工事に關し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(表彰)

第17条 管理者は、著しく功績が顕著であると認める指定事業者を表彰することができる。

(審査会の設置)

第18条 管理者は、第9条の規定による指定の取消し及び第10条の規定による指定の停止並びに前条の規定による表彰に關し、その審査の公正の確保及び透明性の向上を図るため、蕨市指定給水装置工事事業者審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、管理者が別に定める。

(研修)

第19条 管理者は、給水装置工事の施行に關する知識及び技術の向上を図るため、指定事業者を対象とする研修を実施し、又は他の者が実施する研修を推薦することができる。

(委任)

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前に、蕨市指定給水装置工事事業者規則を廃止する規則（平成26年蕨市水道部企業管理規則第1号）による廃止前の蕨市指定給水装置工事事業者規則（平成10年蕨市水道部企業管理規則第1号）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この規程の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成28年 2 月23日水管規程第 2 号）

この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年12月14日水管規程第 1 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日水管規程第 2 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）
指定第 号

蕨市指定給水装置工事事業者証

事業者名

代表者名

上記の者を蕨市指定給水装置工事事業者として指定する。

指定有効期間 年 月 日～ 年 月 日

年 月 日

蕨市水道事業 蕨市長

印

様式第2号（第7条関係）

蕨市指定給水装置工事事業者証再交付申請書

年 月 日

蕨市水道事業 蕨市長 あて

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

印

（代表者氏名）

指 定 番 号

蕨市指定給水装置工事事業者規程第7条の規定に基づき、下記の理由により蕨市指定給水装置工事事業者証の再交付を受けたいので申請します。

記

当該事業者証の再交付を受けたい理由 （右欄の該当する箇所を○で囲むこと。）	1 記載事項の変更 （指定工事事業者名、代表者名） 2 汚 損 3 紛 失
記載事項の変更の場合、 その内容	変更前
	変更後

（注） 再交付を受ける理由のうち記載事項の変更又は汚損の場合は、この申請と併せて、既に交付を受けている当該蕨市指定給水装置工事事業者証を提出すること。

蕨市指定給水装置工事事業者指定取消通知書

蕨水発第 号
年 月 日

様

蕨市水道事業 蕨市長 印

蕨市指定給水装置工事事業者規程第9条の規定に基づき、下記のとおり蕨市指定給水装置工事事業者の指定を取り消したので通知する。

記

指定給水装置工事事業者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
	代表者氏名	
	指定番号	
	指定年月日	
指定取消年月日		
指定取消しの理由		

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、蕨市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、蕨市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において蕨市を代表する者は、蕨市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

蕨市指定給水装置工事事業者指定停止通知書

蕨水発第 号
年 月 日

様

蕨市水道事業 蕨市長 

蕨市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定に基づき、下記のとおり蕨市指定給水装置工事事業者の指定の効力を停止したので通知する。

記

指定給水装置工事事業者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
	代表者氏名	
	指定番号	
	指定年月日	
指定停止年月日		
指定停止期間		
指定停止の理由		

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、蕨市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、蕨市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において蕨市を代表する者は、蕨市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

指定給水装置工事事業者指定更新時確認書

氏名又は名称



郵便番号及び住所

代表者氏名

電話番号

水道事業者等の連携により広域開催されている指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

受講年月日（受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。）（公表： 可 不可 ）
年 月 日 ・未受講
（未受講の場合、その理由）※ 非公表

指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日及び営業時間（修繕対応時間も御記入ください。）（公表： 可 不可 ）
休業日： 営業日： 修繕対応時間：
漏水等修繕対応の可否（公表： 可 不可 ） （該当部に○を付けてください。詳細な内容を記入することも可能です。）
屋内給水装置の修繕 埋設部の修繕 その他（ ）
対応工事種別（新設・改造 等）：該当部に○を付けてください。（公表： 可 不可 ）
配水管からの分岐～水道メーター（ 新設 改造 ） 水道メーター ～宅内給水装置（ 新設 改造 ）
その他（公表： 可 不可 ）

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

注 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに蕨市水道事業にその旨を届け出るようお願いします。

給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去 5 年以内）

水道法施行規則

第 36 条 法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。（以下抜粋）

- (4) 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名（公表対象外）	研修会名及び実施団体	受講年月日
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
可 不可		

注意事項

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピーして追加してください。

過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則

第36条 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。(以下抜粋)

- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事实績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事年度
		保有している資格等※		

上記内容の公表の可否 (公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)

可 不可

※以下に示す保有資格等 (下線部) を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験又は講習により、資格を与えられた配管工
(配管技能者その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) 第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者
(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類 (資格証等) の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピーして追加してください。